

トータルケアNEWS

No.70 2021.3.31

発行 社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会
〒010-0922 秋田市旭北栄町 1-5
TEL 018-864-2714 FAX 018-864-2742
URL <http://www.akitakenshakyu.or.jp/>
E-mail chiiki@akitakenshakyu.or.jp

CONTENTS

「権利擁護支援の体制構築モデル事業」
の取組み
・八峰町社会福祉協議会

「権利擁護支援の体制構築モデル事業」の報告

～八峰町社会福祉協議会の取組み～

本会では、障害の有無や経済的な問題に関わらず尊厳をもってその人らしく安心して生活を送ることができるよう、権利擁護支援の体制構築を目的に、「権利擁護支援の体制構築モデル事業」を実施しています。

今年度は、八峰町社会福祉協議会をモデル指定し、令和3年度からの権利擁護センター設置に向けて取り組みました。

今号では、八峰町における権利擁護支援体制の構築に向けた取組みの概要を紹介します。

※「権利擁護支援の体制構築モデル事業」は、「赤い羽根共同募金」の助成金を活用して実施しています。

◆ 指定地区の概要

- ・人口：6,841人（令和3年2月）
- ・高齢化率：48.4%（令和2年7月）

在宅生活を続ける認知症高齢者の人数が増加傾向にあり、それに伴い地域での見守り活動の必要性も増してきている。

◆ 具体的な取組み

□ 第1回推進委員会の開催（県社協主催）

八峰町及び八峰町社協担当者が出席し、八峰町における権利擁護支援の体制構築に向けて、双方が考える現状と課題、到達目標等を共有し、弁護士、司法書士、社会福祉士による助言を得ながら、モデル事業の進め方等について確認した。

□ 研修会の実施

鹿角市社会福祉協議会を訪問し、権利擁護センター設置や法人後見の実施状況、中核機関設置に向けた取組みを学び、八峰町における権利擁護支援体制の構築に向けた取組みのイメージを共有した。(町担当者2名、町社協から4名参加)

□ 第1回現地指導

三種町社会福祉協議会における支援体制整備の過程と現状、中核機関の役割について学ぶとともに、日常生活自立支援事業から成年後見制度へ移行する必要がある利用者について事例検討を行い、アドバイザー(弁護士)から助言を受けた。(町担当者1名、町社協から2名参加)

□ 第2回現地指導

成年後見制度の利用を検討中のケースについて、成年後見制度へつなぐための相談窓口や首長申立における関係者の役割と申立てをロールプレイを交えながら確認し、後見申立て手続きの流れと必要書類についてアドバイザー(弁護士)から助言を受けた。(町担当者1名、町社協から4名参加)

□ 巡回相談の実施(※秋田県成年後見制度利用促進事業の活用)

町長申立てが必要と思われるケースの具体的な事務の流れや留意事項等について、令和3年度に設置予定の権利擁護センターと中核機関の役割等を弁護士に相談しながら確認した。(町担当者3名、町社協から4名参加)

□ 研修会の実施

家庭裁判所能代支部の協力により、成年後見制度の概要と申立事務で必要とされる「本人情報シート」の作成要領について学び、関係職員の成年後見制度の理解を深めた。(地域包括支援センター職員や介護支援専門員等、八峰町内の福祉関係職員約25名が参加)



研修会の様子

□ 第2回推進委員会の開催(県社協主催)

八峰町及び八峰町社協担当者が出席し、八峰町社協における事業実施状況の報告を行った。また、今年度の取組みによる成果と課題、今後の目標を共有し、来年度の権利擁護センター設置に向けて、弁護士、司法書士、社会福祉士の助言を受けた。

◆ 成果と課題

- ・今年度取り組んだ研修会や現地指導を通して、権利擁護支援に対する消極的で難しいイメージを緩和し、制度に関する職員の理解を深めることにつながった。それにより、町・町社協ともに担当者の意識を高めることができた。
- ・令和3年度より、権利擁護センター及び中核機関の設置に向けて社協の職員体制を大幅に変更することから、職員に対する研修と既存事業の見直しが課題である。